

議案第24号

狭山市介護保険条例の一部を改正する条例

狭山市介護保険条例（平成12年条例第30号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、同項第1号中「2万6,958円」を「2万9,022円」に改め、同項第2号中「3万7,741円」を「4万631円」に改め、同項第3号中「4万437円」を「4万3,533円」に改め、同項第4号中「4万8,524円」を「5万2,240円」に改め、同項第5号中「5万3,916円」を「5万8,044円」に改め、同項第6号中「5万9,308円」を「6万3,848円」に改め、同号ア中「という。）」の次に「（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第38条第4項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下同じ。）」を加え、同項第7号中「6万7,395円」を「7万2,555円」に改め、同項第8号中「8万874円」を「8万7,066円」に改め、同項第9号中「8万6,266円」を「9万2,870円」に改め、同項第10号中「9万1,657円」を「9万8,675円」に改め、同項第11号中「9万9,745円」を「10万7,381円」に改め、同項第12号中「10万7,832円」を「11万6,088円」に改め、同条第2項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に、「2万4,262円」を「2万6,120円」に改める。

第7条第3項中「（1）」を「同号イ（1）」に改める。

第16条中「第1号被保険者」を「被保険者」に改める。

附則第9項中「（昭和32年法律第26号）」を削る。

附 則

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第7条第3項及び第16条の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第4条の規定は、平成30年度以後の年度分の保険料について適用し、平成29年度分までの保険料については、なお従前の例による。

平成30年2月23日提出

狭山市長 小谷野 剛

提案理由

介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を図るため、第1号被保険者の保険料率を改定するとともに、介護保険法等の改正に伴う所要の改正をし、併せて条文の整備をしたいので、この案を提出するものである。